国立大学法人高知大学研究不正防止対策推進室規則

平成29年1月20日
規則第49号

最終改正　令和８年３月31日規則第144号

（設置）

第１条　この規則は、国立大学法人高知大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規則（以下「不正行為防止規則」という。）第７条第２項の規定に基づき、国立大学法人高知大学研究不正防止対策推進室（以下「推進室」という。）の管理運営に関し必要な事項を定める。

（業務）

第２条　推進室は、公正な研究活動の推進に向けた取組に関し、次に掲げる業務を行う。

(1)　研究者倫理の向上に関すること。

(2)　高知大学における研究者の行動規範に関すること。

(3)　不正防止計画の策定及び推進に関すること。

(4)　研究倫理教育、コンプライアンス教育及び啓発活動に関すること。

(5)　公的研究費の運営・管理に係る実態の把握・検証に関すること。

(6)　その他公正な研究活動の推進のため必要な事項

（組織）

第３条　推進室は、次に掲げる者で組織する。

(1)　不正行為防止規則第５条に規定する統括管理責任者

(2)　国立大学法人高知大学における公的研究費の不正使用の防止等に関する規則第６条に規定する統括管理責任者

(3)　学長が指名する理事

(4)　学長が指名する職員

(5)　学長が指名する学外者

（室長）

第４条　推進室に室長を置き、前条第１号に掲げる者をもって充てる。

２　室長は、推進室の業務を統括する。

（不正防止対策推進室会議）

第５条　推進室に、第２条の業務を行うため、不正防止対策推進室会議を置く。

２　不正防止対策推進室会議に議長を置き、前条に規定する室長をもって充てる。

３　議長は、不正防止対策推進室会議を招集し、主宰する。

（事務）

第６条　推進室の事務は、関係部課の協力を得て、研究国際部研究イノベーション課において処理する。

（雑則）

第７条　この規則に定めるもののほか、推進室の管理運営に関し必要な事項は、推進室が定める。

附　則

この規則は、平成 29 年１月 20 日から施行する。

附　則（令和４年２月 28 日規則第 59 号）

この規則は、令和４年２月 28 日から施行する。

附　則（令和８年３月 31 日規則第 144 号）

この規則は、令和８年４月１日から施行する。